

2021年7月

受益者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

「SBIスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)」
「SBIスリランカ短期国債ファンド(年2回決算型)」
信託終了(繰上償還)および申込受付停止のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より弊社投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、ご投資いただいております追加型証券投資信託「SBIスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)」 「SBIスリランカ短期国債ファンド(年2回決算型)」(以下、当ファンド)につきまして、当ファンドが投資対象とする投資信託証券「SBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)」(以下、主要投資対象ファンド)において、下記の理由により繰上償還することを決定したため、当ファンドも信託約款の規定により2021年8月30日に繰上償還することとなりましたので、お知らせいたします。

受益者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 対象となる投資信託の名称

追加型証券投資信託

「SBIスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)」

「SBIスリランカ短期国債ファンド(年2回決算型)」

2. 信託終了(繰上償還)の理由

主要投資対象ファンドは、スリランカの短期国債を主要投資対象として運用しておりますが、スリランカでは2020年の新型コロナウイルスの影響により主要産業である観光産業が大きく落ち込んでおり、今後の投資環境の悪化も想定すると、リスク対比での収益の獲得が困難となる可能性が高くなることが予想されるため、繰上償還することが受益者の利益に資するものと、主要投資対象ファンドの運用会社が判断しました。

当ファンドは、主要投資対象である投資信託証券が償還となることが決定したことに伴い、信託約款第39条第2項の規定に基づき繰上償還となります。

(ご参考)信託約款第39条第2項

委託者は、この信託が主要投資対象とする「SBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

3. 信託終了(繰上償還)の日程

2021年7月8日(木)※	購入申込受付最終日
2021年8月26日(木)※	解約申込受付最終日
2021年8月30日(月)	繰上償還日
2021年9月6日(月)頃まで	販売会社を通じて償還金のお支払いを開始します。詳しくはお申込みされました販売会社にお問い合わせください。

※販売会社によっては上記より前に、購入及び解約の申込受付を停止する場合があります。

4. ご留意事項

- * 繰上償還に関して、受益者の皆様によるお手続きはございません。
- * 償還まで引き続き当ファンドを保有いただけますが、換金をご希望される受益者様は、通常の解約方法によりご換金いただけます。
- * 償還までの期間、償還準備のため順次現金化を進めること等により、運用の基本方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

以 上

(本件に関するお問い合わせ先)

SBIアセットマネジメント株式会社

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

電話番号:03-6229-0097(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)